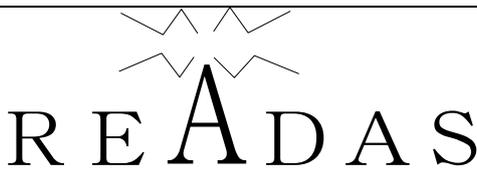


第 5830 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 6日 月曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

👉 物納財産の順位

Q: 相続税で認められている物納財産の順位が見直されたとか。どのようになったのですか?

A: 次のようになりました。

【解説】

平成29年度の税制改正で、相続税の物納財産の順位が見直され、今年の4月以降、株式、社債等のうち金融商品取引所に上場されているもの等が不動産や国債等と同順位の1位とされました。

通達では、これを受けて物納できる順位について次のように示されました。

- ① 不動産・船舶・国債証券・地方債証券・金融商品取引所に上場されている株券等の有価証券・金融商品取引所に上場されていない投資法人の投資証券等のうち、その規約又は約款に投資主または受益者の請求により投資口の払戻し又は信託契約の一部解約をする旨及び当該払戻し又は当該一部解約の請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が目論見書等に定められている有価証券
- ② うち劣後財産
- ③ 金融商品取引所に上場されていない株券等の有価証券等の有価証券(第1順位のもの①②を除く)
- ④ うち劣後財産
- ⑤ 動産

※特定登録美術品は上記順位にかかわらず物納に充てることができる。

